2026年10月(醍2版)
2026年7月（第1版）

届出番号：36B2X10006000187

歯科材料　０９　歯科用研削材料
一般医療機器　歯科技工用ダイヤモンド研削材　JMDN70902000

DC シンタードダイヤバー

【禁忌・禁止】
・最高許容回転速度（回転数）を超えて使用しない。
・指定された用途以外には使用しないこと。

【形状、構造及び原理等】

No.	型番	形状	全長（mm）	作業部長 刃部長（mm）	作業部径 (mm)	MAX回転数 (rpm)
1	8700209		45.0	13.0	6.0	30,000
2	8700213		45.0	10.0	5.0	30,000
3	8700309		45.0	13.0	6.0	20,000
4	8700312		45.0	10.0	5.0	20,000

【防塵キャンプ】

DC シンタードダイヤバーの軸部に取り付けられた防塵用のシリコンゴム製キャップである。本品を歯科用ハンドピースに装着して使用する際、切削時に発生する切削粉や粉塵等がハンドピースのチャック部へ侵入することを抑制するためのものである。

原理
本品は、歯科技工用エンジンやレーズモーター等に軸部を装着し、回転させることにとにより、作業部で歯科技工物の研削・研磨を行う。

梱包：１本／ケース

主成分　作業部：ダイヤモンド砥粒（金属粉末中にダイヤモンドを分散焼結）
軸　部：ステンレス製

【使用目的又は効果】
本品は、歯科技工用エンジン等に装着し、ダイヤモンド砥粒により歯科技工物の研削、研磨、切削又は形態修正に用いる。

【使用方法】
1. 本品を歯科技工用エンジン、レーズモーター等に確実に装着する。
2. 使用目的に応じた適切な回転数で回転させ、歯科技工物の研削、研磨、切削又は形態修正を行う。
3. 使用後は、付着した切削屑等を除去し、適切に保管する。

【使用上の注意】
①使用前に、亀裂、変形、破損、摩耗等の異常がないことを確認すること。
②使用時は、保護メガネ、防塵マスク等の保護具を着用すること。
③無理な加圧や衝撃を加えないこと。破損の原因となる。
④偏心、振れ等がある場合は使用しないこと。
⑤指定又は推奨回転数を超えて使用しないこと。
⑥用途以外には使用しないこと。
⑦本品は歯科技工用であり、患者の口腔内では使用しないこと。

【保管方法及び有効期間】
①水分、腐食性薬剤及びその蒸気を避け、清潔な場所に保管すること。
②外圧、落下、衝撃等を避けて保管すること。
③歯科医療従事者及び歯科技工従事者以外が触れないよう適切に保管すること。

【有効期間】
有効期間は設定しない。
ただし、保管状態及び使用状況により、破損、摩耗、劣化等が生じた場合は使用しないこと。

【製造販売業者及び製造業者の氏名又は名称等】
製造販売業者
株式会社　クエスト
〒773-0009 徳島県小松島市芝生町字西居屋敷 53-1
Tel:0885-38-9777　Fax:0885-38-9888

製造業者（設計）
WILSON(Shanghai)Medical Device Co,。LTD
Bldg 3(IF,Area B)/Bldg 8(IF,Area A),868 Zhenchen Rd.,Baoshan,Shanghai, China

販売業者：株式会社ディーシーシー
徳島県徳島市東沖洲2丁目50番地
TEL:088-679-1272